

[事案 2023-152] 契約解除取消請求

・令和6年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に特約が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年6月下旬から同年8月中旬まで、切迫早産により入院したため、同年6月上旬に契約した組立型保険の総合医療特約および入院一時給付特約等（あわせて「本特約」）にもとづき、入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に本特約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、告知時に、募集人に対して処方されていた張り止めの薬を見せたところ、募集人が上司に電話で確認した上で、告知書には書かなくてよいと言ったことから、解除を取り消して入院給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

告知時に申立人から張り止めの薬について見たり聞いたりした事実、および募集人がそれを告知しなくてよいと述べた事実はないこと等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を把握するため、申立人および申立人の義母、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。